



労基署便り

令和 元年度 No.12

大河原労働基準監督署



令和2年労働災害発生状況（2月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	R1	R2	前年比	R1	R2	前年比
製造業 計	7	8	1	47	42 (1)	-5
食料品製造業	1	3	2	24	21 (1)	-3
機械金属製造業	3	2	-1	10	10	
建設業 計	6	1	-5	49 (1)	32	-17
土木工事業	4		-4	20 (1)	9	-11
建築工事業	1		-1	21	14	-7
その他の建設	1	1		8	9	1
運輸交通業 計	1	2	1	47 (1)	40	-7
陸上貨物運送業	1	2	1	41 (1)	34	-7
商業	2		-2	45	36	-9
全産業	25	16 (1)	-9	245 (3)	224 (3)	-21

休業4日以上之死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数。（人）

（ ）は内数で死亡者数 機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

新型コロナウイルスによる学童保護者等休業対応助成金・支援金について

厚生労働省では、今般の新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の皆さんを支援するため、正規雇用・非正規雇用を問わない助成金制度（以下「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」という。）を創設するとともに、業務委託契約等で仕事をされている方向けの新たな支援金制度を創設しています。詳しくは以下のリンクをご参照ください。

<申請期間> 3月18日～6月30日	<問い合わせ先> 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 電話：0120-60-3999 受付時間：9:00～21:00（土日・祝日含む）
<申請書の提出先> 学校等休業助成金・支援金受付センター	<支援金 HP> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html
<助成金 HP> https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html	

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ雇用調整助成金の特例を追加実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。詳しくは以下のリンクをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000609091.pdf>



～届け出・申請などは「電子申請」や「郵送」をご活用ください～

例年、3月の年度末と4月の年度初めには、雇用環境・均等室、労働基準監督署及びハローワークの窓口が来庁者の方で大変混雑いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け、各種届出・申請などにあたりましては、電子申請や郵送の積極的なご活用をよろしくお願いたします。

可能な届出・申請等、詳細は 厚生労働省のページ（令和2年3月11日報道発表）をご参照ください。



https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10127.html



新型コロナウイルス感染症に係る時間外労働等改善助成金の特例的なコースについて

今般の新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入し、又は特別休暇の規定を整備した中小企業事業主を支援するため、既に今年度の申請の受付を終了していた時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例的なコースを新たに設けることについて、3月3日に公表したところです。

3月9日から、「新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース」「職場意識改善特例コース」について、申請の受付を開始しましたので、お知らせします。

新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit/suite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html <問合せ先> テレワーク相談センター https://www.tw-sodan.jp/ 電話：0120-91-6479		職場意識改善特例コース https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit/suite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html <問合せ先> 都道府県労働局雇用環境・均等部又は 雇用環境・均等室	
---	---	--	---

令和2年4月から特定の法人について電子申請が義務化されます

現在、政府全体で行政手続コスト（行政手続に要する事業者の作業時間）を削減するため、電子申請の利用促進を図っており、当該取組の一環として、特定の法人の事業所が社会保険・労働保険に関する一部の手続を行う場合には、必ず電子申請で行っていただくこととなりました。

特定の法人とは

- 資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- 相互会社（保険業法）
- 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律）
- 特定目的会社（資産の流動化に関する法律）

一部の手続とは

健康保険厚生年金保険	労働保険	労働保険のうち雇用保険
被保険者報酬月額算定基礎届 被保険者報酬月額変更届 被保険者賞与支払届	継続事業（一括有期事業を含む。）を行う事業主が提出する以下の申告書 ・年度更新に関する申告書（概算保険料申告書、確定保険料申告書、一般拠出金申告書） ・増加概算保険料申告書	被保険者資格取得届 被保険者資格喪失届 被保険者転勤届 高年齢雇用継続給付支給申請 育児休業給付支給申請

令和2年4月から全ての雇用保険被保険者の雇用保険料納付が必要となります

65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となっていますが、経過措置として、平成29年1月1日から令和2年3月31日までの間は、高年齢労働者に関する雇用保険料は免除されていました。

令和2年4月1日からは、高年齢労働者についても、他の雇用保険被保険者と同様に雇用保険料の納付が必要となります。（ ）保険年度の初日（4月1日）において満64歳以上である労働者であって、雇用保険の一般被保険者となっている方を指します。

安全衛生管理年間計画を策定しましょう

新年度に向けて安全衛生管理年間計画を策定する事業場も多いと思いますが、令和元年度の取り組み状況はいかがでしたか。新年度の計画策定に当たっては、今年度の計画の取り組み結果を踏まえるとともに、以下の項目について留意いただき、効果のある安全衛生管理年間計画を策定してください。

明確な基本方針	経営トップ自らが労働災害防止にどのような基本方針で臨むのかを「安全衛生方針」として明確に意思表示し、労働者に訴えかけることが重要です。
安全衛生目標	基本方針に関連して、全員が努力し責務を果たすことで達成可能な取組内容、数値目標などを設定すると、全体としてのモチベーションが上がる傾向が高いようです。
年間重点事項と月別実施事項	現場からの意見吸上げ、過去の災害、パトロール結果、ヒヤリハットなどから職場の問題点、改善すべき事項を把握し、年間を通じたプロセスを大事にしながら、安全衛生目標達成のための具体的事項を検討します。実施時期に無理は禁物です。

発行：大原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働条件関係は監督課、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、

労働保険料・労災保険関係は労災係まで。

宮城労働局メールマガジン登録受付中！！最新の情報をコンパクトに提供しています。登録は（空メールを右のコード：miyagiroudou@km.moweb.jp あてに送信してください。）



から。